

上の佳衣着物を着て居る者も間々あります又部落で倉を有つて居る者が五人計りありますが主人の私は御恥しながら今に一つの倉をも有ちません、然し子供が(小作人)佳衣着物を着、倉を持つ様になつた事は私としては何れ丈け嬉しいやら知れませぬ。

貴方が此の部落へ御入りの際に農家の坪先には何れも、批把や無花果等を栽培して居るのに御氣付きでしたか？あれは私の思ひ付きで奨励したのです、それは明治四十年頃に植付けたのですが今日では名古屋市場で鎌島批把として可なり名をなすまでに至つて居ます、一昨年では此の僅かの部落丈けで七百圓余の賣上げに達して居ます。家屋内に庭園を存置する事は國粹保存の一かも知れませんが、之れを生産的に利用する事はそれ以上の價值がある事と思ひます、實は此の方法を案出した動機は宅地を生産的に利用して宅地年貢を作り出す積りであつたのですが今では年貢處ではありませぬ、此れが唯一の副業となりて居る位です。

此れに就て思ひ起しますのは農民に經濟觀念の無い事です、昨年は批把の不作で一圓に五百匁——六百五十匁と云ふ高値でドシ／＼賣れて行つたものですから農民は前後を知らずに喜んで居ました、がよく考へて見ますれば農民は此れに對して何れ丈けの生産費が入つて居るか、そんな事は少しも知りませぬ、米麥にしてもその通りで、米を作り上げて調製するまでには何れ丈けの生産費が要つて居るかを知りませぬので米價が騰つても何れ丈け高いか或は安いと謂つても何れ位ひはせなくてはならないか等とは皆目知りませぬものネ、商業者を御覽なさい、仕入れの値段と之れに對する賣値とはキチンと區別を立て居るのに農民はハの元値と云ふのを知りませぬ、故に生産物の價額が少しでも騰つて参りますとテンで喜んで居ますが下落でもしますればトシと悲觀します、農民の經濟觀念に乏しい事は氣の毒な位ですからこう云ふ點に就ては常に教へて居る位です。



當地方は大地主の多い處で地主と小作人の懸隔が甚だしい爲めに以前では小作人は地主と謂へば恰かも大名の如く恐れて居たのです、之れと共に地主は自分の土地に如何なる芋が、或は稻が出来て居るかさへ知らない有様でしたが、それでは本當の地主としての役目を全ふする事は出来ないのです、やはり地主の足跡は土地を肥すと云ふ諺通り、地主は自ら農事改良の先頭に立たなくては本當でないと思ひます。

私の考へでは地主は親です、小作人は子です、双方にこの觀念がなかつたなれば農村の圓滿なる發達は出来ずまい、小作問題もやはり此の道理です。……

序に鎌島新田信用組合は蟹江史郎氏の温情に富める指導誘掖に依り小作保護奨励の施設が著しく發達せるを以つて此處に摘録して参考に供しましょう。

#### 一、産米改良ニ關スル施設

##### (イ) 小作米品評會

#### 二、農事改良ニ關スル施設

(イ) 肥料ノ改良、肥料ノ配合、共同購入堆肥舎建設

(ロ) 宅地ノ改良、宅地利用果樹栽培

(ハ) 改良藁積

(ニ) 耕地改良ト排水機

#### 三、訓練的施設

(イ) 月末會、蟹江氏ノ宅ニテ常識修養其他ノ講話

(ロ) 視察旅行

(ハ) 投書箱ノ設置

#### 四、慰安的施設

(イ) 共樂園遊會



## 五、小作者向上の施設

- (イ) 定期貯金、毎月十錢宛積立
- (ロ) 支度貯金、會員中出産アル時ハ地主ヨリ土臺金トシテ郵便貯金ヲ給與シ爾後年々

積蓄セシム

- (ハ) 三十年貯金、信用組合出資拂込ヲ紀念トシテ一圓五十錢宛積立ス
- (ニ) 基本貯金、共同購入利益金ヲ積立ツ
- (ホ) 初穂貯金、米麥ノ初穂ヲ神前ニ供ヘタルモノヲ貯金ス
- (ヘ) 四十年貯金、定期貯金満了ノ紀念トシテコレヲ四十年間利殖ス

## 六、永安的施設

- (イ) 特別貯金、地主ヨリ貯金ヲナシ組合存立中引キ出サザルモノ
- (ロ) 報恩貯金、天恩地徳ニ報ユル爲メノ貯金

- (ハ) 永安相續基金
- (ニ) 共濟的施設

## 十四、車夫の氣焔

吾國現在の小作問題には著しく爭議性が加味されて來た事は以前と餘程異つた現象であつて、近來の小作人の頭には民衆の威力を以つて勝利を得んとする傾向が歴然と現れて居る。東春日井郡勝川町の一例は即ちそれであつて、小作人が大舉して地主宅を包圍した事や、夜中襲撃を加へて、過激な行動に出でし事や、或は警察の解散命令を受けし事、騷擾罪を以つて引致されたる小作人ある事等は、どうしても都市に於ける勞働爭議其儘だと云わなくてはならない。



元來勝川町内の耕地は以前は大部分山林及び畑地であつたのを耕地整理の結果水利灌溉等の便を謀つて水田に變じたのであるが、開墾費其他の關係上大正十三年までは從來の地價額に變更を加へない事となつて居る、故に今日では他町村に比し水田としては地價が甚だ低廉である、従つて地租の負擔額も低廉な譯であるか、之れと共に近來米價の高騰に伴ひて地主としての収入は事實ホク／＼ものであつた、此れに引へ換へ小作人は先年の米價高の恩惠を蒙る事は至つて少なく、副業的收入に依つて兎に角口糊を凌いで居たのだが、周圍より受ける生活的脅威の爲めには小作人も此等地主専横の態度を妬まなくてはならなくなつた、小作人はワメキ腰になつて地主のその態度をなじり初めた。

地主は高い掟米を收得して居るのに地價は安く租税は少ない剩へ米價は以前に比して高騰して居るので結局地主としては三拍子揃つての得意だと小作人は叫び初めた、

此れに反して小作人の生活は餘りに虐げられて居る、又此等は寸地の地主となる事も中々容易な業ではない、加之近來名古屋市を中心とする工業の發達は數限りなく勞働者を要求するので、彼等は何も苦しんで小作人に執着する必要はないと云ふ幾分捨鉢的な考へが地主憎惡の念と共に迸り出るので、小作人等は過大な要求をも提出して地主に肉迫する事となる、之れと共に彼等の感情を強く刺撃したのは何と謂つても、農業の薄利と云ふ事實である、同町の大地主丹羽氏の談に依れば附近農村青年が名古屋方面の工場に出動する態は恰かも學生が登校せるが如く隊伍をなして居るとかであるが、小作人は之等の収入する所得と小作農業の収入とはどうしても比較せずには居られぬので、その結果は小作農業の零細なる収入に對して彼等自身自棄的たらざるを得ない譯である。

余は勝川町より名古屋市へ至る間に人力車夫より頗る興味ある話を聞いた。



世の中に百姓程馬鹿な職業はありません、私だつて今年六十近い齡を重ねて居ますが、これで一ヶ月五十圓位の収入は樂です、これを百姓に比較しますれば一ヶ月に一反歩の収入に等しい所得を得るには左程骨折らずに出来ます、だからこれを一ケ年に見積りますれば一町二反に等しい収入になる譯ですが、而し百姓で一町二反を耕作するには、家族全體掛りで勢々働かなければなりません、けれ共私は六十近い老人で而も一人でそれに相當する収入を擧げる位の事はそう苦にもなりません、世の中に百姓程利益の少ない職業はありますまい。……

農業所得の僅少なる事は此の言葉がよく證明して呉れるが、兎に角小作人の生活はあまりに餘祐を有して居ない事は事實である。

同町に於ける小作人の要求額は四割乃至五割の減額であるから數量の點から申せば決して少ない事は無い、無論小作人の胸裡には民衆威力の背影を有して居るので、要

求額が果して適當であるか否やは速斷する事が出来ない。勝川町の某大地主はあくまで小作人へ應戦したので、問題が益々深刻化して、小作人も愈々意を決して返地を斷行するに至つた、氏は現に十數町歩の土地、を大農式に經營して居る位だからその内情が察せられる譯である、而し某部落の如きは地主側が結束して自營的行動に出たるを以つて遂に小作人側の敗北に歸して地主の主張通りに服従して従前通り小作する事となつて落着した例もある。

余は勝川町の小作問題を調査するに當て一の新しき事實の確信を得た。それは小作爭議上に顯れたる小作人心理の狀態であつて、現在爭議地に於ては小作人は頗る鞏固に地主と對抗して居る様であるが、その間地主より土地を沒收される事は小作人に對りては一の脅威であると云ふ事である、勿論小作人よりの返地斷行に對しては地主も脅威の一たるには違ひないが、小作人もやはり同一の心理状態にある事に於ては變り



はない、現に同町某部落は土地没収に對して、返つて嘆願的態度に出でたる例あるに徴しても明かであるが、斯の如き例は決して少なくない、現在吾國の小作人は概して土地に生活の資源を求めなくてはならない境遇の下に置かれて居る様であるが余は此の意味に於て吾國小作人は全部と云ふのではないが大體に於て土地に對する執着心は、どうしても去る事が出来ないのだと思ふ。

此の事實を最近大阪毎日新聞に所載された滋賀縣下の某小作人組合の申し合せ事項を摘記して参考とすれば

- 一、地主と單獨交渉セヌ事
- 二、地主カ小作人カラ土地ヲ取り上ケ、之レヲ元ノ小作人ノ承諾ナシニ小作又ハ農業労働ニ従事セヌ事
- 三、右ノ場合ニ組合員中小作田ニ餘祐アルモノガ土地ヲ取り上ゲラレタル小作人ニ融

#### 通スル事

四、組合ノ要求ヲ地主カ容レナカツタ場合組合員ハ地主ニ土地ヲ返還スル事

五、組合員カ申合セニ違反シタル場合ニハ一切ノ交渉ヲ斷絶スル事

以上の申し合せ事項の中には小作爭議に顯れたる、小作人心理が遺憾なく發揮されて居ると思ふのだから摘記したまでだが、之の意味を還元すれば、地主より小作田を沒收される事は小作人としては一の脅威である事が窺ひ知れる。故に之れに對して地主の態度が鞏固に過ぎたる場合は屹度爭議が深刻化して、共に不利益たる結果を免れない事となる。

徳富蘆花氏は其著「ミ、ズノタワ言」の中に誌して曰く、

眞の農にとりては土地は財産ではない、生存其物である。と喝破して居るが實に至言だと思ふ。吾國現在の小作人には土地と生存と云ふ關係がやはり密接に附き纏ふて



居ると謂わなくてはならない、そう云ふ心理状態の下に置かれて居る吾國小作人に對して地主が積極的手段に出ずる事は争議を益々深刻化する丈けであつて之れが解決上の賢明なる手段ではないと思ふ。同町の大地主丹羽政美氏は此の點にも相當の理解あるらしく丹羽家同和會を組織して小作人の向上を謀つて居る。

#### 丹羽家同和會々則

第一條 本會は丹羽家同和會と稱す

第二條 本會は丹羽家並に同家の土地を小作する者を以つて組織す、但他町村の土地に對しては此の限りにあらず

第三條 本會は會員の道徳を振揮し地位を進め協力和讓以つて共同の福利を増進するを以つて目的とす

第四條 前條の目的を達する爲め左の事項を行ふ

一、會員の修養に關する件

一、産米改良に關する件

一、農事改良に關する件

一、向上的貯蓄に關する件

一、天災に備ふる備荒貯蓄に關する件

第五條 前條第一項乃至第四項の事項は幹事協議員により別に其方法を定む

第六條 備荒貯蓄は會員は毎年平作にあつては自己の納付する掬米の百分の一以上を分度外として積立て地主は夫れと同額を積立て組織の日より滿拾ヶ年を一期として繼續し滿期後の積立方法は總會の決議により之れを定む

此の貯蓄は百分の二とす

第七條 積立米は毎年十二月末日限り幹事之れを取纏め會長之れを保管す



第八條 備荒貯蓄は左の場合に限り幹事協議員の評決により使用する

- 一、一般凶年にして定額の掬米を納入し能わざる場合
- 一、耕會員にして若し掬米を納付し能わざる場合

第九條 前條第一項の場合には幹事協議員の評決により一定額を定め會長の承諾を経て現耕作地米に應じ會員に供給するものとす

但し積立米の範圍に於て之を行ふ

第十條 第六條の積立米に對する會員の權利は一半は地主一半は小作者とし現在の掬額によるものとす

第十一條 地主若し他に土地を賣却する場合と雖も第六條の貯蓄は拂戻しを請求することを得ず、小作人自己の耕作地を離るる時も亦同じ。但地主他に土地を賣却したる場合に於て不得止其耕地を離るる時は此の限りにあらず

第十二條 本會の經費は地主並に會員の特志寄附に依るものとす、會員の寄附は麥又は農産物とす

第十三條 毎年一回三月總會を開き業務の状態財産報告をなし且つ次年度の計劃を發表するものとす

第十四條 本會に左の役員を置く

- |     |    |                  |
|-----|----|------------------|
| 會長  | 一名 | 丹羽家より就任す         |
| 幹事長 | 一名 | 會長之を任命す          |
| 幹事  | 七名 | 會長之れを任命す         |
| 協議員 | 八名 | 會員の選舉により會長の承任を受く |

第十五條 協議員の任用は三ヶ年とす

但再選を妨げず



第十六條 役員は總て名譽職とす

第十七條 會長は本會を代表し本會を統轄して發展を期す

第十八條 幹事は會長の命を奉じ其支部を統轄し會員を誘導するを本務とし幹事長は會長を補佐して各支部を統轄して本會全般の庶務に任じ幹事と共に協力して本會の目的を貫徹するに努力するものとす

第十九條 協議員は本會の協議に參與し且會員の指導誘掖に努力するものとす

#### 附 則

會員にして其義務を守らず本會の面目を失したるものは役員會の決議に依つて除名する事あるべし、此の場合は總ての權能を失ふものとす。以上

### 一五、權利に目醒めんとする小作人

境遇は思想を支配すと云ふ事が古今を通じての事實であるなれば、小作爭議の發生も實は農民の境遇が齎したる必然的結果だと云ふ事が出来る。本章に於て論せんとする愛知縣鳴海町の小作爭議も實は鳴尾部落に於ける小作人の境遇から推して是非共發生せなくてはならない必然性を有しては居ないかと思われる點がある。

本町の小作爭議は雉本博士の事件で一時注目の焦點となつて居たが、元來本町の耕地は大部分海岸の干拓に依りて開田された歴史を持つて居る。それ丈け海邊郡彌富町に於けるが如くやはり何れの農村にも見られない位の大地主が存在して居るのであつて、その反面には零細農家の多數存在して居る事である。今鳴海町の統計に依れば總



## 小作問題の真相

農家戸數七百六十二戸（大正十一年三月現在）の中一町歩以上の土地所有者は僅々百八人にして更に之れを細別すれば左の通りである。

一町歩以上三町歩未満	六六人
三町歩以上十町歩未満	三二人
十町歩以上三十町歩未満	六人
三十町歩以上五十町歩未満	三人
五十町歩以上百町歩未満	〇人
百町歩以上二百町歩未満	一人

以上の數字に依れば、鳴海町の土地所有者は他町村に比して上下の階級の差が著しいのであつて、就中地價一萬圓以上の大地主は九人を算し、殊に前貴族院議員下郷氏の如きは一人にて本町内耕地の四分の一以上を所有せる例に徴すれば、如何に土地分配

が不公平であるかの一端を窺知する事が出来る。何れの國何れの時代に於ても階級懸隔の甚だしい際は、屹度其處に民心の不平不安より生ずる懼るべき現象を來す事は歴史の證明する處であつて、本町の小作人殊に鳴尾部落の小作人が奮起したのも一片の道理があると謂わなくてはならない。

今日まで小作人が地主の下に奈落の底の生活を餘儀なくされて居たのが、時勢の變移につれて勃々醒めて來た事は、恰かも土中に穴居して冬眠状態に居つた蛇が陽春の氣に打たれ蠢動し初めたのと同じく彼等小作人の胸には一種懼るべき呼動の波が打ち初めた。そうなれば虐げられて居た過去の様に地主の燕遊嬉樂の態を見て仰羨して居た時代とは丸で違つて今日では地主の之等の態度は小作人にとりては其の總てが怨恨の標的となる計りである。

時偶々大正七年には富山縣の一漁村に米騒動の婦人一揆が起つて以來全國各地に

權利に目醒めんとする小作人







撃する材料となつたのである、岐阜縣清水村に於けるY君の告白は此點に頗る神経を尖らして居たのに依つても其事情を裏書する事が出来る。此れと同時に本町の小作争議を益々深刻化せしめた原因は、地主と小作人とが互に他町村の關係にある事である、吾國農村の状態は概して地主と小作人は同一部落に居住して居るのが通例であるが、鳴海町の小作争議は、同町の地主と名右屋市（以前は笠寺村鳴尾なりしが名古屋市の都市計劃と共に同市へ編入さる）の小作人所謂入作者との間に醸生されたる問題なるを以つてその間情實を以つて互讓的に解決を謀る觀念に乏しく小作人も純理論上に立脚して要求の歩を進めて居るが故に兩者の感情は彌が上にも昂奮の度を加へたのである。

斯様な事情からして、鳴海町の小作争議は種々複雑な経緯が編み込まれて居るが、争議を紛糾せしめた點に就て最も力あつたのは何と謂つても小作人が權利思想に醒めて

來た事である、本町の小作争議は大正六年頃に發端して居るが大正八年頃よりはその状態が益々悪化の傾向を帯びて來て居る、小作人の言に據れば、大正八年七月二十八日には鳴海地方に二十年來の大水害が起つた、その際小作人側は掬米の半減を要求したのに地主側の意見としては本年は全國的に申せば豊年であるのに掬米の半減とは意外の相談である、この事にて僅々一二割の減額を斷行するのであつた。而も掬米は五日以内に仕拂ふべき旨を通達して來た。剩へ其間の経緯に困り切つたものか地主側は賃借契約解除の旨を内容證明郵便を以つて送達したのである。

之れに對する小作人某の意見はこうであつた。

鳴海町附近の土地は以前は餘程の悪田であつた、それを吾々小作人は祖先以來種々苦心に苦心を重ねて耕作した結果、やうやく今日現在の如き耕地にまで改良する事が出來て居る謂はゞ吾々小作人は此の土地の直接改良者である、それに吾々小作人は地



主の土地を改良する事のみ疲れ切つて、今日まで寸地の地主ともなり得ないのである、吾々小作人は此様に苦しんで居るのに地主は吾々の勞を認めて呉れない處か天災に對する補償をもして呉れない、而もそれ處ではない、今回の小作問題にはてんで冷血的で一片の内容証明を以つて、吾々の賃貸借契約を解除せんとして居る、此は全で吾々の人格を無視した高壓的な態度と謂はなくてはならない。吾々はこうなれば最早致し方はない自分達の改良した土地と運命を共にするより外に途はないと斷念して當部落出身の雉本博士に事件の内容を縷説して指導を仰いだのである。

其後小作人は愈々鞏固に地主と對抗的態度に出ずる事となつたのであるが、小作人は先決手段として掟米の不納同盟を執行する事となつた、之れに對して地主の手段は掟米請求、土地返還の訴訟を名古屋區裁判所へ提起したのであるが、吾々も之れに對しては豫定の行動なので地主の此の訴訟に對して永小作權確認の反訴を提起して辨論

を續行して居る。

地主側は尙も第二の手段として爭議地區を以つて耕地整理組合を設置する事としたが、勿論その理由は耕地整理組合法を利用して耕地の返還を企てたのに相違ないのである、而も同地區内に於て小作希望の者は賃貸借の契約を交す事を迫つて來たが小作人側は依然永小作權を楯として之れに應じなかつた、處が越へて大正九年には吾々小作人が同地區内に挿苗せんとするや地主は好手段を以つて暴力にて小作人を壓迫して來たので小作人側も之れに對抗するの非を悟つて手を引いたのである、それ以來地主は耕地整理組合の管理の下に大農式の經營を行ふ事となつて居る。然し小作人側は同地區内に對しては耕地整理組合長を被告として占有地回收の訟訴を提起して居る譯である。

小作人は爭議の經過をそう話して呉れたが依之觀是。當地の小作爭議は他に例を見



ない程深刻に法律上の争ひを惹起して居る、けれ共、國法は之れに對しては數年間宿題の儘判決を與へて居ない。然し之れに對して吾國法は何が故に判決を與へないであらふか、否與へ得ないのであらふか？或は又之は社會組織の欠陥であらふか、法律の不備であらふか、何れにしても吾國小作問題上の注目點と謂はなくてはならない。

土地は此れを耕作するに非らざれば利潤を擧げる事は出來ないのであつて、之れを換言すれば地主も小作人在つて初めて生活出來るものであると云ふ觀念や、小作地及之れに依る生産物は小作人の管理權に屬するものである事や或は永小作權を根據として土地占有の觀念等に醒めて來た小作人の要求は或意味に於て吾農業を破壊するものかも知れないが、何れにせよ地主の脅威となる事は疑ひない。

要するに鳴海町に於ける小作争議の素因近因は主として前述せる通りであるが、争議の經過をよく査定すれば、その間地主の高壓手段が著しく小作人の感情を摘發して

は居ないかとも思われる向がある。余は毎々繰返して謂ふ様ではあるが、吾國小作問題に對しては地主は宜敷く自覺して而も兩者間の歴史的事實に徴して出來る丈の讓歩を試みる必要なきか、地主が過分の土地を抱擁して不勞所得を以つて生活を營んで居るのは一面に於ては小作人に負ふ處が少なくない事をも知らなければならぬ、同町の地主の言に従がへば同町小作争議の主なる原因は小作人の要求が、生活問題より出發せずして不當利得を目的として居るが故に地主は絶対に之れに應ずる事は出來ないのと、一は小作人に有力なる煽動者が控へて居る爲めに盲目的に結束を堅めて地主を脅威するのだから之等の奸に剩せられる事は出來ない。と力説して居たが、之の傾向は鳴海町のみの問題ではない、全國小作争議地の何れにも此の傾向を帯びない處はあるまい。前章に於て「小作争議と地主の態度」の題下に卑見を述べて居たから此の點に就ては蛇足を加へる必要もないかと思ふ。現に同町に於ても一部地主は争議の非



## 小作問題の真相

を悟つて出来る丈の譲歩を試みて居るが故に兩者の協定が成立せる例もある。  
今其の協定率を示せば實に次の様である。

一、二石以上の實收田にありては小作人の食料用として三斗五升を控除し(天引)残額を折半する事

二、二石未滿の實收田に在りては三斗三升を控除して残余を折半する事

三、一石五斗以下の實收田に在りては三斗を控除して残余を折半する事

此の協定率に據る兩者の利害得失に就ては暫く措く事として實際問題につき兩者の分配額を算定する事とせう。鳴海町の統計に依れば中等の耕作田に在りては地價四十八圓、時價五百五十圓位に相當して居て、之れで二石二斗の收穫を擧げる事となつて居る、而も之れに對して一石一斗の掟米を納入するのが普通となつて居る様であるから今之れを前記の協定率に依り算出すれば

$$(22\frac{3}{4} - 3\frac{5}{8}) \div 2 = 9\frac{25}{8} \dots\dots\dots \text{掟米}$$

$$9\frac{25}{8} + 3,5 = 12\frac{75}{8} \dots\dots\dots \text{小作人收得米}$$

之れに依りて兩者の分配率を算出すれば

地主 四割二分

小作 五割八分

に相當する數字となるが此れが果して兩者の適當なる分配率であるや否やは一概に斷定する事は出来ない。

地主の所得九斗二升五合を石三十圓に換算すれば貳十七圓七十五錢となるが内負擔額八圓四十七錢八厘(愛知縣農會大正九年度農家經濟調査簿ニ依ル愛知郡下一反當負擔額)を差引く時は拾九圓貳十七錢となる、今五町歩の地主在りとすれば此の地主の所得する金額は米價三十圓の際にて壹千圓位となるが、吾國農村に於ては五町歩の地主

權利に目醒めんとする小作人



と謂へば農村に於て相當の地位を有して居るものとせなければならぬが、それで年間壹千圓位の所得で家族を擁して生活が出来るや否やは疑問とせなければならぬ。小作人に於ても反當一石貳斗七升五合の所得で二町を耕作する小作農家の収入はやつと二十五石五斗之れを石三十圓に換算して七百六十五圓の収入に過ぎないが、此れで肥料其他の生産費公課及生活費を支出し得べきや、之れ又疑問とせなければならぬ。此處まで極論すれば、結局米價問題は端的に農村問題に影響する事となるが、此の點は國家に高等政策の樹立と相俟つて解決を謀らなければならぬ事となる、小作爭議の一の原因は確かに米價が相當の價額を維持せない事である。が此の點は本章に於ては餘談であるから何れ稿を改める事とせう。

此れに對して地主側の主張せる協定率を叩けば、一地主は次の様に語つた。  
大體當地の小作人は頗る暴的の態度に出て居ますので、到底妥協點を見出す餘地は

ありません。と冒頭して、

吾々地主側としては讓歩を重ねました結果コ、まで來ました、即ち收量二石の小作田にては之れを等分して所得する事とし、それ以上の收穫ある場合はソノ増加額に對して小作人七分地主三分を所得する事とし又それ以下の場合には減額量に對して同一意味にし小作人七分を地主に三分を分配する事を言明しました、が小作人等は地主の此の思ひ切つた妥協點にもテンで相手にせない位です、それのみか小作人側の主張としては若し地主が土地を賣却した場合は其賣價の二割を小作人へ提供する事をも要求して出たのです、小作人は此等の運動を繼續する爲めには大正八年より捻米を納入せず尙其一部を銀行に預金して運動費に充當して居るのです、斯様な有様ですから地主は勿論苦痛の極に達して居ます。故に吾々地主は國稅の延納や縣稅の延納等を其筋へ請願した事がありますけれども容れて呉れませぬ、それ處ではなく稅務署は所得稅



の減額をもちまして呉れません、所得税は各人の所得に應じて毎年調査の上賦課するので、すから米不納の分に對しては必ず減額せなければならぬ筈だのにその措處を採つて呉ないのは確かに不法かと思ひます。農村の現状から申しますれば地租軽減は愚か地租全廢位の事は必ず實現せしめなければなりません。吾々は尙進んで土地國有をも敢て辭せません、今日の地主は土地を所有してどれ程苦痛を嘗めて居るか知れませぬ。兎に角今日の農村には極めて險惡な風雲が低迷して來ました。……

案するに小作爭議の結果が地主の思想に動搖を來さしめたる事は明かであつて、古い時代の地主が、而も土地を唯一の權利とキメ込んで且那然と構えて居た地主が夢想にもせなかつた土地國有論が一部の地主間より鬱然として萌芽し初めた事は農村の將來に如何なる結果を及ぼすのであらふか、又國家は之れに對して如何なる政策を試みたら宜敷いか。鳴海町の小作問題は地主と小作人のみの争ひではない、地主と國家、

小作人と國家との争ひが露骨に顯れて居る點に多くの意義と興味とを喚起せなくてはならない。

## 一六、農業放棄？

誰しも東海道に投じて静岡縣に入れば先づ濱名湖の風影に魅せられて、アツ!!と謂わせられるのであらふ、此れと共に夜行列車で通過された方は、鐵道の沿線に得態の知れぬ工場が數多あつて煌々たる電燈の下に盛んに夜業を繼續して居るのに不思議がるのであらふ。之れぞ、田舎の婦女子を狩り集めて經營されて居る機械工場であつて殊に遠州織物と謂へば誰知らぬものゝない程有名なものとなつて居る。

静岡縣では濱松市を中心とする濱名郡方面に主として小作爭議が勃發して居るが、

農業放棄？



同方面の争議は頗る進展して居て、是等は主として經濟上の原因に基因して居るが、最早争議の域を超越して農業放棄の傾向が歴然と現れて居る。と謂ふのも農業が濱松市を中心とする都市商工業の爲めに壓倒せられて來たのが主なる原因である、就中農村婦女子が年々機織工場へ吸収されるのは著しい數に達して居る、然れ共吾國農業組織はどうしても婦女子の力を借らなければ經營が至難であるのに、是等がドシ／＼農村を去る事は當地方の農村に如何に大なる打撃を加へたか知れない。此の點は他の争議地に比して稍特異の現象であるから特筆する事とする。

之れと共に他の争議地に多くを見られない例がある、それは不在地主と小作人との間に勃發した小作問題であつて、それはこう云ふ事情である。大體に於て農村の負擔は主として土地に課せられて居るのが通例であるが、租税以外の公課は多くの場合不在地主の負擔とはなつて居ない、たとえば、公共團體の寄附、通路の修繕、祭典、神社

佛閣の修理、其他部落的負擔は今日の狀態では可なりの多額に達して居るが、是等は多くの場合不在地主には免納となつて居る例が多い、故に他町村人所有地の多き地方（農村）は之の點に就て經費の負擔上甚だ不利益な立場に在る事は明かである、故に當地小作人は此の負擔に關する利害問題が原因をなして小作問題上の一懸案となつて小作人側は地元地主に對しては一俵に付き二升の減額を要求したるに比し不在地主に對しては倍額の四升減を要求したのである。此處に於て不在地主はその矛盾せる要求に應じなかつたのが問題を紛叫せしめた原因となつて居るが、結局二升の差額は小作人の備荒貯蓄の意味を以つて部落へ寄附する事にて解決された例がある、小作人の此の着眼點は一面に於ては頗る興味ある問題で他の争議地に於てあまり多く例を見ない處である。

濱松市附近の小作人はドシ／＼土地返還を斷行した所謂農業放棄の狀態を露骨に現



して居るが、余の訪れた一小作人はこう語つた。

「吾々小作人は農業が利益であるか、無いかと云ふ計算的の事に就ては明かにしませんが、然し事實に於て、小作人では立ち行きが出来ない處から推しますれば、農業が不引合である事が斷言出来ません。私等がよく／＼回顧して見ますれば私達が若かつた時分には、小作人は平身低頭して、地主へ土地の貸與を願つて居たものです、謂はゞ當時の地主は吾々小作人の命の親でした。が今日ではそうではありません、小作人は段々減少して来る、農業の利益は年一年と零細なものになつて来る、加之、他に賃銀労働が數多ありますので、今日では土地を返還するものが殖へて来る、そうなれば結局耕地は過剰となりますので、今日では返つて地主側が耕作を懇望して来る有様です、此の點は以前とは全で反對の現象を呈して來ました。小作人だつてそう損を見越してまで百姓する必要はありませんまい。此の地方では一昨年は三割の減額を要求しまし

たが昨年は五割減を要求して居ます、處が地主もそうは耐へ兼ねたと見へまして地主の中では幾分宛を自作する者が殖へましたが、然しその大部分は自作では尙も引合はないと申しまして、五割引でも宜敷い耕作して呉れと申して居る位です、剩へ耕作の不便な土地になるとそれでも引き受けませぬので掟は無料でも宜敷いから作つて呉れと申込んで居る位です、やはり人間は欲な者で少しでも利益のある方面へは進んで行きたがるものです、恰かも水は高い方向には流れないと同然ですワネ。……

何と謂ふ恐るべき言葉でせう、小作人は只事實を有の儘に話した丈けの事ではあらふが、その間に含まれて居る小作人の思想や感情やを冷靜に批判したなれば、その間農業放棄の念が鬱勃として萌して居るのに驚かざるを得ないのである。

小作人の胸裡には以前の如き、地主様と云ふ考へは少しもない様になつて居る、封建時代の百姓が標語として居た耕して民を養ふと云ふ思想も跡形なく冷却されて居



## 小作問題の真相

る。此れでは當局が如何に血眼になつて食糧問題を叫んでも実績は擧るまい。小作人然り、地主又地租全廢や土地國有説を眞面目に論議する時代となつたから吾國農業の前途も暗澹たりと識者をして長大息せしめなければ俟まない。

吾國小作人の間に今や漸く農業放棄の隋氣が生じて居る事は外に幾多の例證があるが、尙一例として申せば三重縣白子町もその例に漏れず此の傾向が歴然と現れて居る同町は型紙の産地であつて同地には徒弟學校まで設立されて斯業の奨勵を謀つて居るのだが、附近農村には此の唯一の副業を有するのと農村青年の大部が是れに走つて居るので、附近の農民は利益の無い其割に労働の過激な小作人生活にはほとんど隋氣を生じて居るので、ドシ／＼土地返還の擧に出でて居る、當局の談に依れば之れ等は最早土地に對する執着を有しないので爭議の域を脱して平氣で返地を斷行して居る模様であるから、その結果は必ず苦々しき現象を農村に投じつゝあるのは明かである、而も

斯の如き殊種の副業を有する農村にありては返つて主業と轉倒して農業放棄の傾向を辿りつゝある地方が甚だ多いのに驚かざるを得ないのである。

斯の如き特種の事情を有する農村に於ては小作人の要求が甚だ過大で二割三割乃至は五割或はそれ以上の減額を平氣で持ち込むので地主としては屹度驚愕の外はない、加之、地主としては土地に對する負擔の過大と云ふのが背後より強襲して來るので實際の處地主の苦痛も中々容易なものではない。

余が三重縣農會を訪問した際一技師は地主の負擔苛重なるは小作爭議上の有力なる原因なる事を論じられて、尙農家對商業者の負擔(租稅)比較に關する調査成績を示された、本調査は頗る参考となるを以つてその要點のみを摘載する事とせう。

農 業(地 主)	所得額 (稅務署公定)	納稅總額	總所得ニ對 スル稅率	稅額比較指數
	五、六六、〇〇	一、九五七、三三	三四、六%	三〇六

農業放棄?



小作問題の真相

商	業(酒造家)	五、八三、〇〇	六四〇、三九	一〇、九%	100
農	業(自作農)	一、〇一六、〇〇	一九七、四九	一九、四%	二八四
商	業(菓子製造)	一、〇九四、〇〇	六九、四四	六、三五%	100

以上の計算に據れば農家負擔額は商業者に比して約三倍に達して居る事が證明される。之れに依れば實際の處地主も苦しい、小作人も苦しい、共に虐げられつゝある者の群ではないか、而も此等の農民が同志互に相食んで居ると云ふ事は何と云ふ恐るべき修羅場が農村に演出されて居る事であらふ。余は此等の事態を想起する時、此後に於ける吾國小作爭議の傾向が如何なる方面に進展するのであるかと云ふ事を懸念せずには居られないのである。

一七、余土村の土地政策

誰しも富士山麓を汽車で通過された方は等しく經驗された事であらふが、あの日本一の名山と歌われて居る富士の山頂を望まんとするには必ず先づ頭部を車窓外に突出させなくては見へない不便を感じるものであらふ、一萬二千尺と謂へば外國ではあまり高い山でもないがそれにしても斯くの如しとすれば吾國が如何に山國であるかを事實に於て窺ふ事が出来る、現に統計に據つて見れば、吾國耕地が全土の約二割に満たない事實は愈々吾國が山國である事の斷定が出来る譯である。

吾國農家は耕地の關係上傳統的に過小農であつた、従つて此れに相應する方法と習慣とを以つて今日まで農業を經營して來たのであつたが、然し農業本來の性質より推



せば吾國の如き過小農では經濟上到底不利益たるを免れない。現に吾國農家が苦しんで居るのも此の點であつて、是等を煎じ詰むれば結局土地の問題と云ふ事になる。吾國現今の小作爭議も其の背影にはどうしても土地と云ふ自然に偉大なる意義が含まれて居ると云わなければならぬ。

土地の私有が認められて居る今日に於ては國家が直接土地を自由にする事は無論出來ないが、今より千數百年以前の大化新政當時は班田收授の法が制定せられて事實上の土地國有が實現して居た時代があつた、當時に於ては地主の特權も小作人の悲哀も無かつたのであらうが、今日の經濟組織はそうではない、資本主義の威力が益々勢力を振ふと共に土地の兼併や自作農の零落が露骨に擡頭して來たと共に農村は彌か上にも行き詰つて來た、小作人は先づ叫びを擧げた、之れにつれて地主も醒めなくてはならなくなつた、獨り自作農のみは餘息喘々として何れともつかない灰色状態を帯びて居

る小作人の叫びが益々深刻となつて來るにつれて地主の驚愕も一通りではない事となつた、一部地主の間には地租全廢は愚か土地國有論を眞劔に主張する様になつて來た、そう謂ふ事になれば此處に於て千數百年以前の土地國有制度が再び論題に上つて來た譯となるが、然し土地國有制度なるものは國家としては頗る重大問題で、輕々に論ずべき問題ではないと共に、之れが實現も又容易な業ではない、けれ共之れを現代化した而も社會化した適當の方法はないでもない余が調査したる愛媛縣溫泉郡余土村に於ける産業組合の土地管理の方法は土地の社會化上餘程進歩した方法だと思ふ。

元來余土村が産業組合に依る土地政策を斷行するに至つた起因は今より十數年以前の頃同地の二三の大地主及び婦女子の戸主或は他に職業を有する地主が土地管理の便宜を得る爲め産業組合に土地を供托して掟米の收得を謀つて居た歴史がある、處がこの方法は至極好都合の成績を擧げて居たが、輓近小作爭議が各地に勃發するや余土



村も其の餘波を受けて一部小作人の間に争議の傾向が醸成せられて來たので、此の點に着眼した先覺者の間には何等かの方法を以つて之れが緩和策を講ずる必要を感じた末、現に行はれつゝある産業組合に依る土地管理の結果に鑑みて此の方法を擴張して一層徹底的に之れが普及を企てたのが所謂今日此の方法を採用するに至つた起因である、斯の如く土地組合有の方法は或一部の間に唱導せられて居る、土地國有論の如き極端な方法でなく社會政策の一としては頗る機宜を得たる方法であつて而も、此は農村の一般に適用する事の出来る可能性を有して居る丈け各方面より多大の興味を以つて向へられて居る。

今其の方法につき余の調査したる範圍内に於て以下概説する事とせう。

先づ本事業を計劃するに先だちて、産業組合(生産之部)の定款を改正して同組合規則第六十七條に左の文字を挿入して居る。

第六十七條、本組合ニ設クル設備左ノ如シ

一、倉庫、農具

二、耕作用田畑

以下之れが利用に關する條項を添加して居るのである、此れに依りて本組合の土地管理が出来る譯であるが、第二の問題としては田畑の掟米を統一する事である、何となれば現今の掟米なるものは地主小作兩者の情實に依つて隨意に増減されて居るが故に第三者の立場よりすれば甚だ不公平たるを免れない、故に耕地を組合有として小作に附する事とすれば是非共掟米の公平を企劃せなくてはならない事となる此處に於て本組合は農會と協力して委員を選定し供托田に對しては一枚毎に嚴密なる調査を遂げ公平なる掟米を設定する事とした。本調査に要したる委員は地主十二名小作人十二名自作農家十一名都合三十五名を選定し之に村農會役員を加へて之れを三組に分ち、各



小作問題の真相

組の委員は各自定められたる採點表に記入してその平均點數を以つて掬米が決定せられたのであるから、その額は先づ公平なるものと見なければならぬ。

第一表

利用土地掬米制定採點表		大字		番地	
便否	耕作地質	乾濕	摘要	點	
				點	點
合計		點		點	
調査委員人名		點		點	
平均		點		點	

採點表は圖示せる通りの書式にして最高點三十一點、供托田を三十二點に區分し最高一石八斗三升最低九斗にして、一等を減する毎に三升減の割合となつて居る。

尤も採點する上に於ては、表中にある三項の外に從來掬米額及過去數年間の實收高を平均したる數量とを標準とせるが故に突飛的に掬額の變動を來す事なく地主小作双方共に納得して之れに従ふ事が出来るのである。尙採

點表の數字は之れを第二表の等級表に附號せしめて等級が決定さるゝ事となつて居るのである。

第二表

等級	便否	耕作地質	乾濕	計	掬米
一	11	10	10	8	11
二	10	10	10	8	10
三	10	10	10	8	10
四	9	11	11	8	10
五	9	11	11	7	10
六	8	11	11	7	10
七	8	10	10	7	10
八	7	10	10	7	10
九	7	10	10	6	10
〇	6	10	10	6	10
一	6	9	9	6	10
二	6	9	9	5	10
三	5	9	9	5	10
四	5	8	8	5	10
五	5	8	8	4	10
六	5	7	7	4	10
七	4	7	7	4	10
八	4	6	6	4	10
九	4	5	5	4	10
〇	4	4	4	3	10
一	3	5	5	3	10
二	3	5	5	3	10
三	2	2	2	3	10
四	2	4	4	2	10
五	2	3	3	2	10
六	2	2	2	2	10
七	2	2	2	1	10
八	1	2	2	1	10
九	0	2	2	1	10
〇	0	1	1	0	10
一	0	1	1	0	10
二	0	0	0	0	10
三	0	0	0	0	10



上記の調査で供托田の掟米額が改定されるのであるが、改定掟額を平均すれば反當一石四斗五升となる之れを平均收量二石九斗内外に比較すれば約半額に相當して居る今又之れを從來の掟額に比較すれば約五升の減額と云ふ事になつて居る。

基本調査はそれで出来た譯であるが、執行上に就ては、先づ組合と地主(供托者)との間に賃貸借契約書を交換して双方の諒解を得て居る。例文左の如し

#### 賃貸借契約證書

を甲とし有限責任余土村信用購買販賣生産組合を乙とし双方の間に土地賃貸借契約を爲すに付き左の條項を契約す

- 一、甲は甲の所有に係る別紙表示の土地を大正十一年より同拾六年まで乙に賃貸し乙は之を賃借して乙の組合員に利用小作せしむるものとす
- 二、賃貸借期限満了の時は其年二月十五日までに双方の合意に依り更新するものとす

甲乙共に期限内己むを得ざる事由に依り契約の全部又は一部解除の必要を生じたる時は其の年二月十五日までに互に申告するものとす

- 一、賃貸借料は乙の業務細則に依り乙の當該機關に於て査定し甲の承認を経て之を定むるものとす

前項の賃貸料は毎年十二月三十日迄に乙より甲に支拂ふものとす

- 一、借賃借料は愛媛縣穀物検査合格米を以て支拂ふものとす  
賃貸借料を米券を以て支拂ふ場合入庫に關する費用並に奨励米の控除、不合格米に對する割増等は双方の慣習に従ひ乙が組合員より受くる損益の範圍内に於て甲に辨濟するものとす

- 一、凶作其他不可抗力に因り乙が土地利用者なる組合員より受くる利用料に減殺を生じたる時は甲は乙が受くる利用料の減損の範圍に於て賃貸料を減免するものとす



## 小作問題の真相

一、天災其の他不可抗力に因り地方に變動を生じたるときは賃貸借料を乙の當該機關に依りて査定し甲の承諾を得て之を改定するものとす

右契約を證する爲め本證書貳通を作成し記名調印の上壹通を領有するもの也

大正十一年 月 日

愛媛縣温泉郡余土村大字

氏 名 ①

愛媛縣温泉郡余土村大字余戸五五三番地

有限責任 余土信用購買販賣生産組合

組合長理事 森 彌 三 郎

次に組合と小作人(利用者)との間に左記證書の交換をなして契約履行を契つて居る。

證

別紙表示の土地を賃借し利用(小作)致候に付左の條項契約仕り堅く履行を契ふ

一、利用期限は大正十一年より大正十六年迄五ヶ年とす本項の一ヶ年とは前年夏作仕付より翌年冬作收穫終り迄とす

一、利用地は貴組合の承諾を経ずして他人に利用せしめざる事

一、利用料(小作料)は別紙表示の額とし、愛媛縣穀物検査合格米を以つて毎年十二月三十一日までに貴組合の指定の場所に持參支拂ふ事、但合格米に對する獎勵米交付額は地方の慣習に従ひ貴組合の定むる所に依る事

一、利用料を米券を以つて支拂ふ場合其の在庫に關する失費並に等級に應じて交付を受くべき獎勵米の額は地方の慣習に従ひ貴組合の定むる處に依る事

一、利用料を支拂ふに當り己むを得ず不合格米を以てする時は地方の慣習に従ひ貴組合の定むる割増を利用料と同時に支拂ふ事



一、利用地に米作以外の夏作を栽培したる時は、其収益の如何にかかわらず利用料の金額を支拂ふ事

但利用地の地下げ又は地質に格段なる悪化を來すが如き作付をなす場合は組合長若しくは土地提供者へ合議の上承諾を経るものとす

一、利用地は契約期間内と雖も貴組合が地主に返還を要するに至るか又は拙者の利用が不適當と認めらるゝ時は其年二月十五日までに其旨通知あらば無償を以つて異議なく返還する事

一、契約期間内に於て己むを得ざる事由に因り土地を利用する能わず返還せむときは其年二月十五日までに貴組合に申出する事、但し貴組合に於て己むを得ざる事由なしと認めらるる場合は此限りにあらざる事

一、利用中非常の凶作又は天災不可抗力に因り著しく夏作收穫を減殺し利用料の減免

を受けたる時は其收穫以前に貴組合の検査を受くる事

前項の場合に於ては其の利用料の額は貴組合の當該機關の検査々定に據り支拂ふ事

一、契約期間中萬一天災地變等に因り著しく地方の變動したる時は利用料の改定を請ふことを得るも其額は貴組合當該機關の査定に據る事

一、前各項の外貴組合の定款其他の諸規定を遵奉履行する事

一、保證人は連帶して本契約履行の責に任ずる事

右の通り候也

年 月 日

住 所

利用人

番地



小作問題の真相

保證人

有限責任余土村信用販賣生産組合御中

尙之れと共に土地利用に關する業務細則は別に之れを定めて運用を全からしめて居る。

今この方法による利用の状況を觀れば本村耕地反別參百六十余町歩の中提供反別百四十町歩に達し、農家戸數三百五十三戸の内二百五十五戸は利用者にして而も提供者(地主)は四十五名に達して居るからその成績も概して好果を收めて居るものと見なければならぬ。

兎に角余土村が斯の如き新しい方法を以つて時勢に順應して進んで居る事は屹度吾農村に何等かの反響を齎すに違ひない。否一部の論者は此の方法は吾國土地政策として唯一の方法だと激賞して居るに徴してもその反響は蓋し僅少ではあるまい。

尙余土村は自作農創定にも意を注ぎて着々効果を擧げて居るから其方法を概説する事とせう。

自作農創定には調節委員十二名を設置し(地主四名小作人四名自作農四名)小作人にして土地購入希望を申出でたる時は委員は農會と共同して先づその土地に對する評價をなすのである、此の際地主買受人は共に土地の評價を委員に一任する事となつて居るが、評價の標準は既往五ヶ年間の米價平均相場を算出し、それに平均小作料一石四斗五升を剩して收得額を算出し其内公課金として拾六圓を差引きたるものを以つて純収益と見做し之の金額を五分の金利にて還元したるものを賣買價額と評價するのである。

今之れを具體的に算定する事とすれば、例之既往五ヶ年の平均米相場が三十圓とすれば之れに平均小作料一石四斗五升を剩すれば四十參圓五十錢となる、故に之れより



小作問題の真相

公課金の十六圓を差引きて五分に還元すれば其額は五百五十圓となる、但し此は平均額なるが故に事情を參酌して増減する事となつて居る。余土村では大正十年以來此の方法を以つて自作農を創定して居るが、今日までの賣買（大正十壹年末）は田畑合計貳町四反歩に達し小作人員十八名に達して居るのである。

余は本村の土地政策に就ては此處に批判する事を省略するが、本村が斯の如く現下の重要農村問題に對し一步進んだる方法を適用して農民利福の増進を企圖せる事に就ては双手を舉げて賛成するものである、余土村の此の方法は未だ試験中で今直ちに其の可否を斷定するまでには至らないが兎に角農村政策上一歩進んだ方面に着眼して事實の上に行つて居る事は農村問題の喧しき今日頗る注目し價すべき問題だと思ふ。

——(完)——

小作問題の真相		大正十二年八月十日初版印刷	
不許複製		大正十二年八月十五日初版發行	
定價 金一圓五十錢			
著者	松本寛	發行者	東京市神田區錦町一丁目一番地 米本省二
印刷者	川崎佐吉	印刷所	東京市京橋區築地二丁目三十番地 川崎活版所
發行所		東京市神田區錦町一丁目一番地 振替口座 東京五二三三九番 米本店	



# 最新農村文庫

錢六各料送錢十八各價定・本美入箱裝洋・頁餘百二各・判六四

各庫・圖書館・青年團・農村團體・農村關係者及び  
農村青年諸君に特に御講讀を

酒井 太 著作・最新 <b>育蠶秘訣</b>	宮下 智三 郎著・春夏 <b>交雜種飼育法</b>	岸本 良 虎著・ <b>模範蠶桑指導</b>	宇根 義 人著・青年村 <b>新生活の曙光</b>	安田 格著・最新 <b>養鶏秘訣</b>	安田 格著・牧草 <b>養豚秘訣</b>
---------------------------	------------------------------	------------------------	------------------------------	-------------------------	-------------------------

これで以上十四種出來ました、これから後も農村に關する良書を逐次刊行致します

發行所 東京神田區錦町一丁目一番地 米本書店

# 最新農村文庫

錢六各料送錢十八各價定・本美入箱裝洋・頁餘百二各・判六四

各庫文・圖書館・青年團・農村團體・農村關係者及び  
農村青年諸君に特に御講讀を

農學士 富田 文雄著・ <b>大正農村青年に告ぐ</b>	高 萩 章著・ <b>農村愛すべし</b>	農學士 香坂 昌 著・青年 <b>農村振興策</b>	農學士 香坂 昌 著・青年の <b>迎るべき道</b>	農學士 山崎 延吉著・ <b>農村自治</b>	農學士 山崎 延吉著・ <b>農村經營</b>	安田 格著・宅地 <b>果蔬菜栽培秘訣</b>	米山 英 躬著・益 <b>農家の一年</b>
------------------------------	-----------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------------

發行所 東京神田區錦町一丁目一番地 米本書店



水野庫治郎著

修養道話のあつまり

定價金一圓

送料金六錢

道話は俗談俚諺に依りて高遠の道義を釋き、講談笑話の間に於て知らず識らず人倫を理し、解せしむ。此書を讀む者克く、思を説話の本旨に留めて以て正路を求め、安宅を尋ねるの光明と、して夙夜修養に勉めて懈らざれば、庶幾くは孟子の所謂天賦の正命を立て得て、至幸の境界に安住するを得ん。

高萩章著

修養現代青年の爲めに

定價金十八錢

送料金六錢

本書は古來人口に膾炙せる佳句金言を集め、最も簡單に其要旨を解説し、更に古今東西に於ける適切豊富なる事例を擧げ、興味と教訓とを兼ね備へたり。青年諸君及一般家庭の讀物としては勿論、通俗教育の資料としても又適切なるを信ず

松本寛著

行脚小作問題の眞想

定價金一圓五十錢

送料金八錢

見よ小作問題の狀態を……地主も小作人も爲政者も。著者は青年農政家として既に定評がある、今回農村奉仕の爲め其の眞想を觀察すべく、全國を行脚し獨特のメスを採らんとす、著者が犀利なる觀察と其舉致は必ずや斯界の權威たるべし。

發行所 東京神田區錦町一丁目三番九號 米本書店



23
29



終

